第三十条第二項	
前項	附則第九条の規定により読み替えられた前項
保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額
第三十条第三項	
第二十七条第一項又は第二十八条第一項	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条第一項
保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額
第一項の規定	附則第九条の規定により読み替えられた第一項の規定
前項	附則第九条の規定により読み替えられた前項
同項	附則第九条の規定により読み替えられた同項
第三十一条	
前条の	附則第九条の規定により読み替えられた前条の
第十七条の	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十七条の
第十八条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条
前条第一項	附則第九条の規定により読み替えられた前条第一項
第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
第十七条第二項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十七条第二項
保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額
一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率
同条第二項	附則第九条の規定により読み替えられた前条第二項
同条第三項	附則第九条の規定により読み替えられた前条第三項